

社会保険労務士業務

以前から、付随業務の範囲等その取り扱いについて、業務問題が生じておりましたが、平成14年6月6日、日本税理士連合会と全国社会保険労務士連合会との間で「確認書」が取り交わされ、永年の懸案事項に一応の決着をみることとなりました。

社会保険労務士法第27条ただし書及び同法施行令第2条第2号の規定により、税理士法第2条第1項に規定する業務に付随して社会保険労務士法第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務を行うことができるとされています。

この付随業務の範囲に関し、全国社会保険労務士会連合会と協議の結果、平成14年6月6日に同会との間で確認書が取り交わされ、①税理士又は税理士法人が付随業務として行うことができる社会保険労務士法第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務は、「租税債務の確定に必要な事務」の範囲内のものであること、②社会保険労務士法第2条第1項第1号の2の業務（提出代行）及び同項第1号の3の業務（事務代理）は、付随業務ではないこととされました。

なお、年末調整事務については、税理士業務に該当し、社会保険労務士がこれを行うことはできないことを明確にするとともに、社会保険労務士による税理士法違反行為が行われないよう確認書に明記しました。

日本税理士連合会の「税理士の専門家責任を実現するための100の提案」に確認書が掲載されていますので、ご参照ください。

また、平成28年9月13日付の「日本税理士会連合会・全国社会保険労務士会連合会の協議」により、上述の確認書に基づき、双方の職域を尊重し合う関係を構築するため、日本税理士会連合会と全国社会保険労務士連合会及び税理士会と社会保険労務士会間で、定期的に協議の場を持ち、各地で具体的に生じた問題の解決に努めることとなりました。